

# 西宮湯川記念事業運営委員会設置及び運営に関する要綱

(設置目的)

**第1条** この要綱は、故湯川秀樹博士が西宮市苦楽園在住中に中間子論を提唱されて50周年にあたる昭和60年(1985年)11月に博士の偉業を顕彰する記念碑が博士関係者の手で苦楽園小学校に建立されたことを契機とし、基礎物理学分野における若手研究者の研究を奨励し、併せて市民に基礎物理学を平易に解説し基礎科学に対する正しい認識と学生・生徒の科学する心を養うことを目的として西宮市(以下「市」という。)が実施する西宮湯川記念事業(以下「事業」という。)を円滑に推進するため、西宮湯川記念事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置するとともに、その運営について必要な事項を定める。

(事業の概要)

**第2条** 事業は、次の各号に掲げるものにより構成する。

(1) 西宮湯川記念賞(以下「記念賞」という。)

ア 記念賞は、理論物理学の分野において顕著な成果を挙げた若手研究者(当該年度の4月1日現在において40歳未満)の研究1件に対し、賞状、表彰盾及び賞金を贈呈するものとする。

(2) 西宮湯川記念科学セミナー(以下「科学セミナー」という。)

ア 科学セミナーは、市民等を対象に基礎物理学の分野における研究成果を平易に解説するものとする。

(3) 西宮湯川記念こども科学教室(以下「こども科学教室」という。)

ア こども科学教室は、市内の小・中学生親子を対象に科学実験ブース等を出展し、科学への興味や関心をもつ機会として見学・体験する場を提供するものとする。

(4) 西宮湯川記念こども課外教室(以下「こども課外教室」という。)

ア こども課外教室は、記念賞受賞者より市内小学生に対しわかりやすく平易な内容の講義をしてもらい、子どもたちに科学への興味や関心をもつような機会を提供するものとする。

(5) 西宮湯川記念ワークショップ(以下「ワークショップ」という。)

ア ワークショップは、これまで市が取り組んできた経緯を考慮し、京都基礎物理学研究所主催のワークショップ事業について賛同し、支援していくものとする。

(6) その他、市において必要と認めた事業

(事業の対象範囲)

**第3条** 事業の対象とする学術の範囲は、つぎの各号に掲げる基礎物理学分野とする。

(1) 素粒子 (2) 原子核 (3) 宇宙 (4) 物性

(運営委員会の所掌事務)

**第4条** 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業全体に関する事項
  - ア 第2条第2号から第6号に掲げる事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 記念賞受賞者選考に関する事項
  - ア 受賞者選考のための準備的事項。
  - イ 記念賞受賞者選考のため西宮湯川記念賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置すること。
  - ウ 選考委員会の任務遂行に関する指示及び指導助言、並びに選考委員の選定。
  - エ 選考委員会から選考結果報告を受け記念賞受賞候補者を決定すること。
- (3) 市と連携し、事業実施にあたり京都大学基礎物理学研究所及び日本物理学会、日本物理教育学会等に協力を依頼すること。
- (4) 市の要請に応じた助言・提案を行うこと。

(組織)

**第5条** 運営委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 京都大学基礎物理学研究所所長
- (2) 第3条各号に掲げる理論物理学分野の研究者
- 2 前項に掲げる委員の定数は、8名以内とする。
- 3 運営委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、運営委員会を代表するほか各委員会の招集にあたる。

(選考委員会)

**第6条** 受賞候補者の選考を行うため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、第3条各号に掲げる理論物理学分野の研究者8名以内の委員で構成する。
- 3 選考委員の選定は、運営委員会が行う。
- 4 選考委員の任期は3年までとする。
- 5 任期満了となる選考委員は、原則として専門分野を同じくする研究者のなかから次期委員候補者を運営委員会に推薦する。
- 6 選考委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。
- 7 選考委員は、公正かつ選考手続きの公平性を担保するため、委員長を除き非公表とする。

(選考委員会の所掌事務)

**第7条** 選考委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 選考委員は、推薦のあったもののうち自己の専門分野における研究2件以下を提案する。
- (2) 選考委員会は、前号により提案されたものの中から受賞研究1件を選考する。
- (3) 選考委員長は、前号の選考結果に理由を付して運営委員会に報告する。ただし、選考

委員長の出席が困難な場合は、他の委員が任にあたるものとする。

(4) 選考委員長は、記念賞贈呈式において受賞理由を発表する。ただし、選考委員長の出席が困難な場合は、他の委員が任にあたるものとする。

2 選考委員はその任期の間、記念賞受賞候補者を推薦することができない。

(会議の公開)

**第8条** 会議は、西宮市情報公開条例（昭和62年3月25日西宮市条例第22号）第6条第5号に該当すると認められる事項を審議するため、非公開とする。

(庶務)

**第9条** 運営委員会及び選考委員会の庶務は、地域学習推進課において処理する。

(謝礼)

**第10条** 委員の謝礼は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）を準用し、当該条例の別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。

(雑則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、市と運営委員会が協議のうえ定める。

## 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。